

## 第16回柏崎市農業委員会総会議事録

期日 令和3年9月30日（木）

場所 柏崎市文化会館アルフォーレ1階 マルチホール

議案 議第1号 農地法第3条許可申請について  
議第2号 農地法第4条許可申請について  
議第3号 農地法第4条許可処分取消申請について  
議第4号 農地法第5条事業計画変更承認申請について  
議第5号 農地法第5条許可申請について  
議第6号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について  
議第7号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の変更について  
議第8号 令和3年度柏崎市農業委員会の意見書について

その他 10月総会の会議開催予定日時  
第17回総会を10月29日（金）午後に開催します。

出席及び欠席の委員 別紙のとおり

並びに事務局職員

開会 午後1時30分

山崎事務局長代理

皆様お疲れさまです。時間となりましたので農業委員会総会を開始させていただきます。局長の霜田は、市議会の産業建設常任委員会の決算特別委員会に出席の為、本日の総会を欠席しております。進行は私、山崎が務めさせていただきます。よろしく申し上げます。

ただ今から、第16回柏崎市農業委員会総会を開催いたします。

この総会は、柏崎市農業委員会会議規則第2条第1項及び同条第2項の規定により、農業委員会会長が招集したものであります。

また、同規則第4条により、会長が議長となります。それでは会長、よろしく申し上げます。

石塚会長

皆様お疲れさまでございます。まだまだお忙しい中と思えますけれども、お集まりいただきましてありがとうございます。

情報公開としてお話しますが、先般市議会の一般質問があり、農業委員会会長として出席しました。内容につきましては、耕作放棄地や非農地を農業委員会は、どのようにしていくのかということでした。良い答弁ができたか分かりませんが、皆様方が、常々取り組んでいただいている農地パトロールや地域の現状等を踏まえながら、精一杯、耕作放棄地の拡大を防ぐように努めていると報告をさせていただきました。非農地の取扱いにつきましては、所有者が農業委員会あるいは、委員の皆様が農地パトロール等で非農地について手続きができますというような説明をさせていただきました。理解していただけたかどうか分かりませんが、農業委員会としては耕作放棄地の取扱いについて話をしてきたところでございます。

この後の総会につきましては着席の上、進行させていただきます。

議長

それでは、総会を開催するにあたり、事務局から、本日の出席委員数の報告を願います。

山崎事務局長代理

委員数は19人です。現在の出席委員数は19人で、過半数であることを報告いたします。また農地最適化推進委員の出席は25人です。

議長

ただ今、事務局の報告のとおり、出席委員数は過半数でありますので、柏崎市農業委員会会議規則第6条の規定により、総会が成立していることを宣言します。

これより、第16回総会を開催します。

議長

次に、議事録署名委員についてお諮りします。柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、2人の議事録署名委員を指名します。議長が指名することに御異議ございませんか。

— 「異議なし」の声あり —

議長

それでは、7番 佐藤 敏委員、12番 小俣 立史委員の2人を議事録署名委員に指名します。

議長

ただ今より、議事に入ります。

「議第1号 農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。

山崎事務局長代理

事務局でございます。それでは、議案書1ページを御覧ください。議第1号農地法第3条許可申請について御説明申し上げます。

土地の所在地、地目、面積、譲渡人、譲受人、契約の種類、申請事由、10a当たりの価格の順に読み上げ、説明といたします。

申請番号1 高柳町田代字前田〇番〇 田 222 m<sup>2</sup>。田塚三丁目〇番〇号 〇〇 〇〇。大字上田尻〇番地〇 〇〇 〇〇。自作地の贈与。経営規模拡大。 円です。

申請番号2 高柳町田代字前田〇番〇 田 外2筆 計523 m<sup>2</sup>。扇町〇番〇号 〇〇 〇〇。大字上田尻〇番地〇 〇〇 〇〇。自作地の贈与。経営規模拡大。 円です。

申請番号3 黒滝字塚ノ下〇〇 畑 外1筆 計217 m<sup>2</sup>。向陽町〇番地〇 〇〇 〇〇。大字黒滝〇番地 〇〇 〇〇。自作地の売買。経営規模拡大。 円です。

申請番号4 花田字中田〇番〇 田 125 m<sup>2</sup>。大字花田〇番地 〇〇 〇〇。大字花田〇番地 〇〇 〇〇。自作地の売買。経営規模拡大。 円です。

申請番号5 北半田二丁目字水上〇〇 畑 外3筆 計352 m<sup>2</sup>。東京都墨田区本所一丁目〇番〇号 〇〇 〇〇 外1名。見附市葛巻町〇番地 〇〇 〇〇。自作地の売買。経営規模拡大。 円です。

審査結果の1ページを御覧ください。案件である申請番号1から5について、地区担当の委員、尾崎農地会議代表者、事務局の山崎事務局長代理、大橋係長が現地調査を行いました。

審査の結果、農地法第3条第2項各号に規定する「不許可例示条項」第1号から第7号までに該当しないため、許可要件のすべてを満たしています。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 「なし」との声あり －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第1号の申請案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 「異議なし」の声あり －

議長

議第1号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に「議第2号 農地法第4条許可申請について」事務局の説明を求めます。

大橋係長

事務局でございます。それでは、議案書2ページを御覧ください。議第2号 農地法第4条許可申請について、御説明いたします。

土地の所在地、地目、面積、申請人、申請事由及び農地区分の順に読み上げ、説明いたします。

申請番号1 関町字大浦○番○ 畑 33 m<sup>2</sup>。鏡町○番○号 ○○○○ ○○ ○○。一般個人住宅。第3種でございます。

申請地は、昭和6年頃より一般個人住宅の敷地として利用されており、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうえで追認許可を求めるものです。

申請番号 2 北条字道場町〇番〇 畑 6.61 m<sup>2</sup>。大字北条〇番地〇 〇〇 〇〇。車庫。第 3 種でございます。

申請地は、昭和 53 年頃より車庫の敷地として利用されており、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうえで追認許可を求めるものです。

申請番号 3 西山町二田字中田〇番〇 外 1 筆 田 410 m<sup>2</sup>。剣野町〇番〇号 〇〇 〇〇。一般個人住宅及び作業所。第 3 種でございます。

申請地は、昭和 44 年頃より一般個人住宅及び作業所の敷地として利用されており、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうえで追認許可を求めるものです。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表 3 ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

— 「なし」との声あり —

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 2 号の申請案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

— 「異議なし」の声あり —

議長

議第 2 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に「議第 3 号 農地法第 4 条許可処分取消申請について」事務局の説明を求めます。

大橋係長

事務局でございます。それでは、議案書 3 ページを御覧ください。議第 3 号 農地法第 4 条許可処分取消申請について、御説明いたします。

土地の所在地、地目、面積、渡人、受人、申請理由及び農地区分の順に読み上げて説明とさせていただきます。

申請番号 1 中田字原川原〇番〇 田 258 m<sup>2</sup>。大字中田〇番地 〇〇 〇〇。転用計画を取りやめたため。第 2 種でございます。

当初、農作業所敷地及び資材置場として利用する計画でしたが、これを取りやめたため、許可処分の取消を申請するものです。

なお、審査結果につきましては、許可取消申請書類審査結果一覧表 4 ページ上段のとおり、特に問題はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

— 「なし」との声あり —

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 3 号の申請案件を取消処分と決定することに御異議ございませんか。

— 「異議なし」の声あり —

議長

議第 3 号の申請案件を取消処分と決定いたします。

議長

次に「議第 4 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について」事務局の説明を求めます。

大橋係長

事務局でございます。それでは、議案書4ページを御覧ください。議第4号 農地法第5条事業計画変更承認申請について、御説明いたします。

土地の所在地、地目、面積、当初計画者、承継者、転用目的、申請理由及び農地区分の順に読み上げ、説明いたします。

申請番号 1 松波三丁目字粉糠ママ○番○ 外 1 筆 畑 206 m<sup>2</sup>。松波一丁目○番○号 ○○ ○○。大字安田○番地○ ○○ ○○。駐車場。第3種でございます。

本件につきましては、近辺の共同住宅のための駐車場の建設を目的としており、転用計画者を当初計画者から承継者に変更するための承認を申請するものです。

議第5号 農地法第5条許可申請 申請番号1に関連するものです。

なお、審査結果につきましては、事業計画変更承認申請書類審査結果一覧表5ページ下段のとおり、特に問題はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

— 「なし」との声あり —

議長

なければ質疑を終了いたします。議第4号の申請案件を承認処分と決定することに御異議ございませんか。

— 「異議なし」の声あり —

議長

議第4号の申請案件を承認処分と決定いたします。

議長

次に「議第 5 号 農地法第 5 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

大橋係長

事務局でございます。それでは、議案書 5 ページを御覧ください。議第 5 号 農地法第 5 条許可申請について、御説明いたします。

土地の所在地、地目、面積、渡人、受人、転用目的及び農地区分の順に読み上げ、説明といたします。

申請番号 1 松波三丁目字粉糠ママ〇番〇 外 1 筆 畑 206 m<sup>2</sup>。松波一丁目〇番〇号 〇〇 〇〇。大字安田〇番地〇 〇〇 〇〇。駐車場。第 3 種でございます。

議第 4 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請 申請番号 1 に関連するものです。

申請番号 2 山本字嶋谷〇番〇 外 1 筆 畑 33.83 m<sup>2</sup>。大字山本〇番地〇 〇〇 〇〇。大字山本〇番地 〇〇 〇〇。宅地の拡張。第 3 種でございます。

申請番号 3 下田尻字山崎〇番〇 田 132 m<sup>2</sup>。大字下田尻〇番地〇 〇〇 〇〇。大字両田尻〇番地 〇〇 〇〇 外 2 名 車庫敷地の拡張。第 3 種でございます。

申請番号 4 四谷二丁目字四ツ谷〇番〇 畑 132 m<sup>2</sup>。希望が丘〇番〇号 〇〇 〇〇。東京都世田谷区駒沢二丁目〇番〇号 〇〇〇〇 〇〇 〇〇。宅地の拡張。第 3 種でございます。

申請番号 5 上田尻字中向〇番〇 畑 206 m<sup>2</sup>。大字上田尻〇番地 〇〇 〇〇。大字上田尻〇番地〇 〇〇 〇〇。通路。第 3 種でございます。

申請地は、昭和 62 年頃より通路として利用されており、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうえで追認許可を求めるものです。

申請番号 6 西山町二田字車田〇番〇 外 1 筆 田 38.38 m<sup>2</sup>。西山町二田〇番地 〇〇 〇〇 外 2 名 西山町二田〇番地 〇〇〇〇。駐車場の拡張。第 2 種でございます。

続いて議案書 6 ページをご覧ください。

申請番号 7 山室字石原〇番〇 田 315 m<sup>2</sup>。大字新道〇番地〇 〇〇 〇〇。大字山室



○番地 ○○ ○○。駐車場及び雪捨て場。第2種でございます。

本件における駐車場建設につきましては、隣接する一般個人住宅のための利用を目的としております。

申請番号8 荒浜二丁目字横割○番 外1筆 畑 187 m<sup>2</sup>。埼玉県白岡市千駄野○番地○  
○○ ○○。荒浜二丁目○番○号 ○○ ○○。宅地の拡張 家庭菜園・資材置場・駐車場。  
第2種でございます。

本件につきましては、受人が観葉植物の販売を行っており、隣接の宅地と合わせて利用するものです。

申請番号9 北半田二丁目字水上○番 畑 224 m<sup>2</sup>。北半田一丁目○番○号 ○○ ○○。  
北半田二丁目○番○号 ○○ ○○。駐車場。第3種でございます。

申請地は、平成4年頃より隣接する賃貸ビルの駐車場として利用されており、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうへで追認許可を求めるものです。

申請番号10 藤井字内田○番○ 畑 171 m<sup>2</sup>。大字曾地○番地 ○○ ○○。大字藤井○  
番地○ ○○ ○○。駐車場。第3種でございます。

申請地は、昭和45年頃より近隣の被害防除のためのコンクリート舗装がされており、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうへで追認許可を求めるものです。許可後は、隣接する理容院の駐車場として利用される予定です。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表6ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 「なし」との声あり－

議長

なければ質疑を終了いたします。議第5号の申請案件を許可処分と決定することについて

て御異議ございませんか。

－ 「異議なし」の声あり －

議長

議第 5 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に「議第 6 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

山崎事務局長代理

事務局でございます。議案書 7 ページを御覧ください。議第 6 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について、御説明いたします。

農業経営基盤強化促進事業に基づく、農用地利用集積計画を下記のとおり定める。

- 1 事業の区分 農地中間管理事業の特例事業（新潟県農林公社 買入分）  
（県営経営体育成基盤整備事業 本条地区 関連）
- 2 権利の種類 所有権移転
- 3 当事者間の法律関係 売買
- 4 所有権移転の時期 公告日
- 5 引渡の時期 所有権移転登記完了日
- 6 対価の支払時期 所有権移転登記完了後 10 日以内
- 7 対価の支払方法 譲渡人の指定口座に振り込む
- 8 対象農用地の面積 畑 1 筆 174.00 m<sup>2</sup>
- 9 関係人の数 受人 1 人（新潟県農林公社）、渡人 1 人
- 10 実施地区 柏崎市
- 11 公告年月日 令和 3(2021)年 10 月 18 日

明細は 8 ページのとおりです。

説明は以上となります。

御審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

— 「なし」との声あり —

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 6 号について事務局の提案のとおり決定することに御異議ありませんか。

— 「異議なし」の声あり —

議長

議第 6 号について事務局の提案のとおり決定いたします。

議長

次に、「議第 7 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

山崎事務局長代理

事務局でございます。議案書 9 ページを御覧ください。議第 7 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の変更について、御説明いたします。

農業経営基盤強化促進事業に基づく、農用地利用集積計画を下記のとおり変更する。

- 1 事業の区分 利用権設定等促進事業
- 2 権利の種類 賃借権
- 3 利用権の設定・移転の別 移転
- 4 権利の移転日 令和 3 (2021) 年 10 月 20 日
- 5 権利の終了日 明細表に記載のとおり
- 6 対象農用地の面積 賃借権 (一般分) 田 5 筆 1,999.00 m<sup>2</sup>  
賃借権 (円滑化分) 田 3 筆 1,873.00 m<sup>2</sup>  
計 8 筆 3,872.00 m<sup>2</sup>
- 7 関係人の数 受人 1 人、渡人 1 人、所有者 2 人
- 8 計画変更の理由 明細表に記載のとおり

9 実施地区 柏崎市

10 公告年月日 令和3(2021)年10月19日

明細は10ページのとおりです。

説明は以上となります。

御審議のほどよろしくお願いたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 「なし」との声あり －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第7号について事務局の提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

－ 「異議なし」の声あり －

議長

議第7号について事務局の提案とおりと決定いたします。

議長

次に、「議第8号 令和3年度柏崎市農業委員会の意見書について」事務局の説明を求めます。

山崎事務局長代理

事務局でございます。議案書12ページを御覧ください。議第8号 令和3年度柏崎市農業委員会の意見書について、御説明いたします。

意見書を作成するにあたりまして8月27日に市議会の産業建設常任委員会の皆様と運営会議委員、農政会議委員の皆様と意見交換会をさせていただきました。8月31日の農政会議で意見書(案)の検討を行い、9月17日の運営会議で検討をさせていただきました。

議第8号 令和3年度柏崎市農業委員会の意見書について、令和3年度柏崎市農業委員会の意見書は、柏崎市長に下記意見書により行う。

令和3(2021)年9月30日提出 柏崎市農業委員会 会長 石塚 道宏

## 柏崎市農業施策等に関する意見書(案)

貴職におかれましては、本市の農業・農村振興に鋭意取り組まれますとともに、農業委員会活動に対し、御理解を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、御承知のとおり農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化と後継者・担い手不足、耕作放棄地の増大や外国産農産物の輸入拡大など、極めて厳しい状況にあります。さらに、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、感染症緊急事態宣言やまん延防止等重点措置による外出自粛等で米の需要が停滞する等、課題が山積しております。

このような情勢の中においては、農業経営の安定化を図り、意欲ある先進的な担い手を育成し、地域農業の持続的な進展を促す施策によって、食糧、農業及び集落に関する諸課題を解決することが求められます。

つきましては、下記のとおり意見書を提出しますので、令和4年度農業関係予算編成に際し、その実現に向けて格段の御配慮と積極的な取組をお願い申し上げます。

### 1 農地利用の適正化に向けて

「農地利用の最適化」の推進のためには、担い手への農地集積・集約化を進め、農作業の効率化及び生産コストの低減により、高収益体質への強化を図る必要があります。

そのため、農地の集積・集約化に向けては、徐々に担い手に集積するのではなく、コスト削減や作業効率の観点からも面的集積を一气呵成に進める必要があると考えます。本市担当課と農地利用最適化推進委員と連携を図りながら集積・集約化を進めることは喫緊の課題であり、さらに、人・農地プランの推進のためにも農地の出し手(所有者、賃貸人)に対する短期(2年)の助成金制度の創設と予算付けをお願いします。

また、改正土地改良法の趣旨を十分に活かし、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備の促進と既存施設の更新整備を引き続き実施するとともに、事業主体である新潟県及び土地改良区との連携をより強化した事業の推進をお願いします。

さらに、地域の実情に即した畦畔の除去や暗きょ排水の整備など、耕作条件の改善につながり、農作業の効率化が図られるよう関係予算の十分な確保をお願いします。

### 2 担い手の就農定着に向けて

農業従事者の高齢化と後継者不足が課題となる中、本市では関係機関の取組により新

規就農者や認定農業者等、いわゆる「担い手」と呼ばれる若い農業者の育成に努めております。

次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成や支援のため、引き続き一層の経済的サポートを求めるものです。そして、当市農業が持続可能な高収益産業へと変貌を遂げるためには、商工業者との連携等を強化することが必須です。「異業種」と交流することで、主に生産物の販路拡大の端緒となるものと期待するからです。このような連携は担い手の育成にとどまらず、農業者全体に当てはまることであるとも考えます。さらに、柏崎の魅力の一つである新潟産業大学、新潟工科大学の学生らの斬新なアイデアを生かすことで、新たな取組につながるものと期待します。

反面、農業への取組や責任を若い世代に頼り、また、特定の人物に集中させる、任せるだけでは彼らの大きな負担となります。そこで、市全体で後押しするためにもリーダーである地域の熟練農業者が、組織立って新規就農者を支援する仕組の構築を求めるものです。一方、地域の農業者が、若い就農者に大きな期待を寄せることには共感できます。しかし、その就農者から長く農業に携わってもらうためには、過度に負担をかけてはならず、その調和をどのように図っていくかも課題と認識しているところです。

今後、一層農業従事者が減少し農産物の生産量もそれに比例して減少していくことは、食糧自給を図るうえでの大きなリスクとなってまいります。熟練農業者が新規就農者を支援していくことは、将来にわたって、市民に安心・安全な地場産農産物を持続的に提供していくことに貢献するものと考えます。

さらに、農業には関心があるものの、これまで農業に縁のなかった方の参入促進につなげるため、支援体制の一層の充実をお願いいたします。

### 3 有害鳥獣対策の強化について

令和3年度、有害鳥獣対策係を新設いただいたことは、有害鳥獣に対する並々ならぬ思いの現れと評価しております。特にイノシシやシカに関しては、次第に生息域を拡大させ、近年これまで出没のなかった地域からの被害も寄せられていることから、被害地域も広範囲となり、山際はもちろんのこと、平地の田畑まで被害に遭っている状況です。ひいては、鳥獣被害が農家の営農意欲を減退させることとなり、その結果、耕作放棄地の増大につながるほか、数字には表れにくい損害も多く発生しております。

農作物への有害鳥獣の被害防止対策につきましては、毎年、補助事業等の活用により電気柵の設置等に御尽力いただき、今年度は、新たに「既設電気柵更新事業補助金」及び「有害鳥獣捕獲担い手緊急確保事業補助金」を始めとする補助事業を創設くださいましたことに感謝申し上げます。今後も、個体数減少に向けた捕獲体制の強化とともに、有効な対

策についての市単独事業（助成）の構築を、引き続きお願いするものです。

さらに、有害鳥獣の問題は、森林の在り方と大きく関わりを持ちます。集落の過疎化や高齢化が深刻な問題となっている中、野生動物との緩衝地帯とされていた場所が再び森林に戻ってきており、奥山から降りてくる野生鳥獣を追い返すための活力が失われています。農地及び森林全体をどのように管理していくかを模索し実行していくことで、野生鳥獣との共生を可能にし、顕在化している鳥獣被害を抑制するものと考えることから、「里山整備事業」への取組を期待します。

#### 4 自然災害等への備えについて

日本を始め世界のあちこちで、気象の変動が極端に、そして、執拗になってきております。酷暑、集中豪雨、大型台風及び地震などの予期せぬ災害に備えるため、農地を始めとし、ため池、ダム、堤防等、農業関連施設の防災や減災などに向けた強靱化対策の構築をお願いします。

#### 5 広報活動及び情報発信について

農業へのより一層の理解を深めてもらうため、特に次の項目に関する広報活動及び情報発信をお願いします。

##### (1) 中山間地における農地の果たす役割の重要性

中山間地域においては、地形の特徴から農作業の効率化を求めにくいものの、農地の持つ水源かん養、洪水の防止、土壌の浸食や崩壊の防止などの多面的機能を発揮し、下流域の暮らしを守るという役割を果たしています。このことを理解し、地域の農業を守るという使命感を抱いて耕作をされている農業者も存在します。このような状況を情報発信するとともに、これを維持するための一層の支援を期待するところです。

##### (2) 農業者の利用できる補助金等の支援策

新型コロナウイルスによる農業経営への影響は、農業者に共通する大きな悩みであります。これらの影響を軽減させるために国や自治体から数々の補助金等支援策が打ち出されているものの、全ての農業者に情報が届いているとは言い難い状況にあるものと認識しております。これらの支援策が一人でも多くの農業者に行き渡りますよう、補助金等情報のより一層なる周知をお願いします。

##### (3) 農地等の状況把握の取組

農業経営の円滑な承継や法人化等への体制整備と活動強化が叫ばれています。まずは、本人が所有している土地の現状を把握することが重要です。このことは、令和3年に改正された民法の改正理由からも見て取れます。

一例として、固定資産税の納税通知書を基に農地所有者本人は、法務局で土地利用明細図等を請求することで、所有する農地の状況を把握することができます。この作業をそれぞれの農地所有者が取り組むよう指導いただければ、農地の承継や「人・農地プラン」の策定に寄与できるものと考えます。

#### 6 農業委員会の予算について

農業委員会の最も重要な任務の一つに、「農地利用の最適化」の推進があります。その任務を果たすためには、まず、農業委員及び農地利用最適化推進委員が、地域において農地の集積・集約化をリードするための資質の向上等を図ることが求められるとともに、推進の裏付けとして、農地の利用状況や所有者の意向を調査することが必要です。このための財源を確保するとともに、農業委員会活動への適切な予算措置をお願いします。

令和3年（2021年）10月13日 柏崎市農業委員会 会長 石塚 道宏

柏崎市長 櫻井 雅浩 様

内容は以上です。この意見書で御了承をいただけましたら、10月13日に会長をはじめ運営会議の委員から市長へ提出する予定です。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

ただ今の事務局からの説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－「議長」との声あり－

#### No.4 平野 松夫農業委員

5 広報活動及び情報発信についての(3)にあります、一例として法務局で土地利用明細図と書いてありますが、法務局ではこういう名称は無いと思います。単純に更正図または公図というふうに変更したほうがよろしいのではないかと思います。更正図というのは、地番といますか筆界が書いてあります。

名称が気になったものですから、正式な名称に変更した方がよろしいのではないかと思います。



議長

ありがとうございます。事務局には確認をして適切な表現をお願いします。

山崎事務局長代理

事務局のほうで適切な表現、正式な名称に訂正をさせていただきます。

議長

平野農業委員、よろしいでしょうか。

No.4 平野 松夫農業委員

はい。

議長

他にありませんか。

－ 「なし」との声あり －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 8 号について事務局の提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

－ 「異議なし」の声あり －

議長

議第 8 号について事務局の提案のとおり決定いたします。

議長

報告ありがとうございました。

それでは、その他の事項を事務局からお願いします。

山崎事務局長代理

お手元の「第 16 回農業委員会総会（R3. 9. 30）事務局事務連絡」を御覧ください。

## 1 今後の予定（別紙）

- ・「44号農業委員会だより」情報会議

9月30日（木） 総会終了後に同会場

情報会議委員は参集のこと。44号の編集について協議します。

情報会議委員の皆様は、44号（1月1日発行号）農業委員会だよりの編集会議を行いますので、そのまま、お残りをお願いします。

- ・第14回運営会議・市長意見書提出

【変更前】10月15日（金） 9:00～ 3階3-4会議室

【変更後】10月13日（水） 10:00～ 3階3-4会議室

11:30、市長応接室にて市長に意見書を提出します。

運営会議委員は参集のこと。

市長意見書の提出につきまして、当初10月15日と案内しておりましたが、市長上京の為、10月13日の11:30からの提出となりました。つきましては、10月13日は10:00から運営会議を行い、11:30から市長意見書を提出いたします。運営会議委員には遺漏のないようお願いいたします。

- ・第15回運営会議

11月22日（月） 9:00～ 3階3-4会議室

運営会議委員は参集のこと。

- ・新潟県農業委員会大会

11月22日（月） 新潟市朱鷺メッセ

詳細は後日連絡します。日程調整（予定）のこと。

新潟県農業委員会大会については、11月22日（月）を日程調整されるようお願いしてきた所です。コロナ禍で人数制限されるような話が有ります。今後の情報を御連絡しますので対応をお願いいたします。

なお、今年の大会で「永年勤続農業委員会委員等表彰」が予定されています。大橋 伊勢治推進委員・新沢 廣彦推進委員・佐藤 敏会長職務代理者には必ず参加いただこうと考えていますので御予定をお願いいたします。

## 2 「新潟県農業委員会大会」の要請決議に関する意見照会について【既送付】

11月22日（月）県大会での決議文（案）への意見を募集します。9月17日（金）に発送、9月30日（木）が締切りとなっています。

たった今、日程調整のお話をしたところです。

例年、この県大会で要請文を決議した後、国県機関並びに県選出の国会議員に向けて要請行動がなされています。既に、各委員には「要請文たたき台」を送付して意見照会をしたところですが、本日が回答の締切日となっていますので御提出をお願いいたします。取りまとめをし、締切の10月8日までに県に提出します。

### 3 「全国農業担い手サミット in 茨城（オンライン）」の開催について

11月18日（木） 12：45～ 産業文化会館にて

申し込みは、10月15日（金）までに事務局へ！

【経過】「第23回全国農業担い手サミット」が茨城県で開催される予定でしたが、コロナ禍に伴いオンライン開催となりました。今回、柏崎市認定農業者等連絡協議会（星野勇人会長）では、このオンライン開催を受け、会場を柏崎市産業文化会館に定めて、配信視聴を案内して参加希望者を募りました。柏崎市農業委員会も研修機会の限られる中、これを良い機会として仲間に加えていただくこととしました。

については、柏崎市認定農業者等連絡協議会会員以外の農業委員・推進委員で、産業文化会館での配信視聴研修への参加を希望される委員はお申し込みをお願いいたします。

### 4 「農林業新規就農・就業チャレンジフェア」の開催について

10月16日（土） 13：00～16：30 ANAクラウンプラザホテル新潟

就業相談会につきましては、7月総会時に燕三条メッセピアでの開催案内をしたところですが、この度は、新潟での開催案内となります。皆さんの周りに相談したい・させたい方がおられましたら、御案内をお願いします。事前に申込みを頂く必要がありますので御案内方よろしく御指導をお願いします。

### 5 その他

- ・農のかけ橋
- ・2021年度全国農業図書・普及推進図書について

農のかけ橋と農業図書の案内を配布しました。農業図書購入を希望される方は事務局まで申し出ください。

### 第17回農業委員会総会【農業委員・推進委員】

10月29日（金） 13：30～ 庁舎2階 議会委員会室

いつも使用している多目的室は選挙の事務作業で使用できません。10月の総会は庁舎2階の議会委員会室になります。御不明な場合は農業委員会事務局までお立ち寄りください。

事務局からは以上です。

議長

今ほどの事務局からの説明に対し御意見御質問はありませんか。

－「なし」との声あり－

議長

各会議の代表の皆さんから、連絡報告等はありませんか。

－「議長」との声あり－

No.2 灰野 善栄委員

貴重な時間をお借りしまして、情報提供ということでお聞き願います。先程、農地等の状況について境界がどこにあるのかという話がありました。

視点がズレているかもしれませんが、国土調査法によって地籍調査を国が取り組んでいます。取り組んでいる中で柏崎市では初めて、西山町の浜忠という町内で国が力を入れております。事業主体は柏崎市ですが、山林、宅地、田畑を含めて境界に杭を入れるという事業をやります。浜忠地域だけで約6年かかるという話です。費用については、国が50%、県が25%、市が25%ということで、県と市の分は特別交付税が8割出ます。実質柏崎市は、5%あれば大きな事業ができるということで取り組んでおります。是非、皆様の地域でも手を挙げ推進していただきたいと思って、情報提供させていただきました。

議長

ありがとうございました。委員の皆様におかれましても、参考にしていただければと思います。お願いいたします。

他にありませんか。

議長

以上で本日の日程は終了しました。閉会の挨拶を佐藤会長職務代理者からお願いいたします。

佐藤会長職務代理者

お疲れ様です。本日出席されている皆様方は、ほとんど稲刈りが終わって、動いているのは私を含めて数人だと思っています。昨日のニュースで県内の一等米比率が約 90%と報道されていました。柏崎においては、早生品種が始め低迷していたようですが、コシヒカリが始まってからは、数字が上がり今は 90%に近い数字と聞いています。新之助がこれから進めば数字が上がってくると思っています。コロナ禍での平均価格が下落の部分について、市場価格にも影響される報道もありました。今後どうなっていくのか注意して見ていきたいところです。

8月の総会で利用権設定申出書の更新等の案内が配布されたと思いますが、提出期限が10月8日になっております。更新等ある方については、提出していただければと思います。以上です。お疲れ様でした。

閉会 午後2時35分

柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により議長及び署名委員は、署名する。

柏崎市農業委員会

議長

---

署名委員

---

署名委員

---